

愛知医療学院大学附属ゆうあいこども園 園則（運営規程）

（施設の目的）

第1条 愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園（以下「本園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに、保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本園は、利用する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

3 本園の教育理念は、「つよいこ、やさしいこ、かんがえるこ」とする。

4 教育及び保育の目標は、「園児と保育教諭が信頼関係を十分に築き、園児が安心して環境に関わり活動が豊かに展開され「生きる力」の基礎を育て、小学校へ繋げられる教育及び保育を行う」ことである。

5 保護者・地域ならびに清須市と共に、子どもたちの健やかな成長を支援し、地域社会に貢献できる「認定こども園」を目指す。

「つよいこ」 失敗を恐れず何事にも挑戦できる精神力を身に付ける。

「やさしいこ」 友達の気持ちを受け止め受け入れる優しさを育てる。

「かんがえるこ」 自ら進んで物事を考える力を身に付ける。

（名称及び所在地）

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園
- (2) 所在地 愛知県清須市一場 558 番地 2

（入園資格）

第4条 本園に入園することができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 0歳から3歳未満の保育の必要な乳幼児（以下「3号認定の乳幼児」という。）
- (2) 満3歳以上小学校就学の始期に達するまでの保育の必要な幼児（以下「2号認定の

幼児」という。)

- (3) 以外の満3歳以上小学校の始期に達するまでの幼児（以下「1号認定の幼児」という。)

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育
- (2) 早朝保育
- (3) 預かり保育
- (4) 障がい児の受け入れ

3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

(子育て支援)

第6条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個人面談、園だよりなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 本園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

3 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

4 在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

- (1) 園庭開放

実施曜日：原則として、隔週木曜日、時間：午前10時00分～正午

- (2) 子育て相談

実施曜日：原則として、毎週月曜日～金曜日、時間：午前10時～午後3時（要予約）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及びその職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（園長）（常勤専従） 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要

な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名

副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 保育教諭（常勤専従） 7名

保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 調理員

調理員は、指定管理会社を定め、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(6) 園医 1名

園医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(7) 園歯科医 1名

園歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(8) 園薬剤師 1名

園薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 事務職員 1名

事務職員は、園の運営管理に必要な事務・経理処理、又は園の諸用務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(学年及び学期)

第8条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から 12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第9条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。また、園長は必要によって変更することができる。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休園日を加える。

(1) 土曜日

- (2) 夏季休園 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休園 12月25日から1月6日まで
- (4) 春季休園 3月17日から3月31日まで
- (5) 本園が特に定めた日

(教育・保育を提供する時間)

第10条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に関する教育時間 (6時間)

本園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前10時00分～午後4時00分までとする。

- (2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時00分～午後7時00分までとする。

ただし、本園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、本園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

- (3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時00分～午後4時00分までとする。

ただし、本園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、本園が定める開所時間から保育時間(8時間)の間に延長保育を提供する。

- (4) 開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前7時30分～午後7時00分までとする。

(保育料その他の費用等)

第11条 支給認定保護者は、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)を本園に支払うものとする。

2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価「特定負担額(いわゆる上乗せ徴収)」について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明の上、保護者から同意書を得たうえで支払いを受けるものとする。

3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用(いわゆる実費徴収)について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明したうえで支払いを受けるものとする。

4 第2項及び第3項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担については、別表1・2のとおりとする。

5 納付した利用者負担料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

(定員)

第12条 収容定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	5人	5人	5人
2号定員	—	—	—	30人	30人	30人
3号定員	6人	12人	12人	—	—	—

※2歳児クラスに満3歳児を含む。

2 地域のニーズにより、必要に応じ利用定員は変更を行うものとする。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、抽選により入園者を決定する。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整によりできるかぎり協力に応じる。

4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約（利用決定通知書）を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して3ヶ月前までに園長に願い出るものとする。

6 本園の利用2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、市や関係機関と協議を行った上、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) 支給認定保護者が支払うべき利用料を2ヶ月以上滞納したとき。利用料滞納2ヶ月の判断基準は支払日をもって決する。
- (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
 - ・ 心身が虚弱で園における教育及び保育にたえないとき
 - ・ 疾病その他の事情により、他の園児に悪影響を及ぼす恐れがあるとき

(成績の評価)

第14条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第15条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(転園、休園に関する事項)

第16条 転園による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

2 園児の休園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

(ほう賞)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

(緊急時等における対応方法)

第18条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により重大な事故と判断した場合は、状況及び事故に際にとった処置などを記録する。また清須市子育て支援課及び保護者に連絡する。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第19条 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めるものとする。

2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。

3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。

4 非常災害における園児の安全確保については、日頃より、所轄の消防署その他の関係機関、地元住民等との連携を図るよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第20条 職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他以下の様な当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

- (1) 殴る、競る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範疇を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図り、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(苦情対応)

第21条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

(安全対策)

第22条 本園は、園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の安全の確保を図るため、次の各号に定める安全に関する事項について計画を策定し、実施するものとする。

- (1) 当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検（毎学期1回以上の系統的な点検及び日常的な点検）
- (2) 園児に対する通園を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員

の研修その他

3 前項のほか、実情に応じて、危険等発生時において本園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。
- (2) 園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。

4 本園は、園児の安全確保にあたり、園児の保護者との連携を図るとともに、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(事故防止及び発生時の対応)

第23条 本園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針・マニュアル等の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が記録、報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底するための体制の整備

2 前項のため、本園に事故発生の防止のため、職員に対する研修を定期的に行うこととする。

3 事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定園児の保護者等に連絡を行うほか必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備するものとする。

4 本園の責めに帰すべき賠償事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

(健康管理・衛生管理)

第24条 園児と職員の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定し、実施するものとする。

2 園児の健康診断は、学校保健安全法に基づき、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則とする。

3 毎年度定期的に、国の定める環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図るものとする。

4 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、対応指針を策定する等、必要な措置を講じるものとする。

(業務の質の評価)

第25条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自己点検評価を行い又は第三者評価を受け、運営改善のための

必要な措置を講じるものとする。

- (1) 国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価点検を行い、その結果を公表すること。
- (2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果をホームページで公表するよう努めること。

(秘密の保持)

第26条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定園児又はその保護者の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定園児の保護者の同意を得て行うものとする。

3 その他秘密保持に関する事項は、別途、佑愛学園就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

(記録の整備)

第27条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録 | |

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については20年間保存)

(会計)

第28条 会計に関する事項は、別途、本法人の経理規程等により定める。

附則

この規程は2020年4月1日から施行する。

附則

この規程は2021年4月1日から施行する。

附則

この規程は2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2024年4月1日から施行する。

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
入園準備金	入園に係る事務費（各名簿の作成、入園用品の代理注文、入園準備書類作成等）	入園決定時 30,000 円 *支払い期日* 入園前日までに支払う
教育充実費	特別教育を行う 環境の整備、講師代	月額 2,500 円 (3 歳児～5 歳児対象) *支払い期日* 保育料と請求（毎月）
絵本代（月刊誌）	年齢や発達に合わせた月刊誌費	月額 500 円 (全園児対象) *支払い期日* 保育料と請求（毎月）
施設設備費	施設整備全般の維持費、充実費	月額 2,000 円 (全園児対象) *支払い期日* 保育料と請求（毎月）

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
通園送迎費	送迎を目的とする費用	月額 3,000 円 (3 歳児～5 歳児、利用条件を満たす方のみ利用可) *支払い期日* 保育料と請求（毎月）
教材費	入園・進級年度の教材等	*支払い期日* (入園児) 入園前日までに支払う (在園児) 進級前日までに支払う
給食費	給食に係る費用	月額 6,000 円(1・2号認定) 内訳：主食 1500 円 副食 4500 円 (土曜日利用分は実費徴収) *支払い期日* 保育料と請求（毎月）

行事費	行事に係る費用	必要に応じて徴収
預かり保育	教育・及び保育時間外利用費	1号認定 利用時間 16:00～19:00 利用料：1時間 500円/日 *支払い期日* 保育料と請求（毎月）
		2・3号認定 保育短時間 利用時間 16:00～19:00 利用料：1時間 500円/月 *支払い期日* 保育料と請求（毎月）
		2・3号認定 保育標準時間 利用時間 16:00～19:00 利用料：無
その他	【延長保育時間：おやつ忘れ用】 ・おやつ費 【おむつ忘れ・不足用】 ・おむつ費	1・2・3号認定 おやつ利用料：100円/個 3号認定 おむつ利用料：50円/枚 *支払い期日* 保育料と請求（毎月）